

令和3年7月8日
第131回初中分科会
資料3-1

2文科教第1007号

中央教育審議会

次に掲げる事項について、別添理由を添えて諮問します。

第3次学校安全の推進に関する計画の策定について

令和3年3月12日

文部科学大臣 萩生田光一

(理由)

第3次学校安全の推進に関する計画の策定について

子供が心身ともに健やかに育つことは、全ての人々の願いです。子供の育つ環境が安全なものとして整えられ、また、子供や保護者その他全ての人々が安全な生活を送ることができるような社会を築いていくため、必要な取組を進めていかなければなりません。

学校は、人と人との触れ合いにより、人格の形成がなされる場であり、児童生徒等が生き生きと学び、自己実現に向かうために、安全で安心な環境であり続けることが必要です。

また、児童生徒等は守られるべき対象であることにとどまらず、その生涯にわたり、安全な生活を送るための基礎的な素養を身に付けていくことが求められます。

さらに、学校における安全に係る取組は、次世代の安全文化の構築につながる教育活動であり、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育てるることは、学校教育の重要な目標の一つです。

こうした理念を踏まえ、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校保健安全法において「国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ計画的に推進するため、学校安全の推進に関する計画を策定」することが規定されています。これに基づいて、平成24年4月に「学校安全の推進に関する計画」が、平成29年3月に「第2次学校安全の推進に関する計画」が閣議決定されています。

現行の「第2次学校安全の推進に関する計画」は、平成29年度から令和3年度までの5年間にわたり、国と地方公共団体が相互に連携を図り、各学校において安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするための重要な指針として策定されたものです。

現行計画に基づく取組の結果、先進的な取組が進められた地域や学校がある一方、いまだ十分とは言えない地域や学校も見られます。また、現行計画策定以降、安全に関する新たな課題も生じており、策定から5年が経過するに当たり、これまでの状況を踏まえた計画の見直しが必要です。

以上のことと踏まえつつ、学校安全の推進に関する計画の改訂に向けては、計画に盛り込むべき内容として、主に次の事項を中心に御審議いただきたいと考えております。

ます。

第一に、現行計画に基づくこれまでの取組状況を踏まえ、計画策定後の社会の状況の変化等に基づき、今後改善すべき点や新たに追加すべき点について御検討をお願いします。

平成 29 年・30 年に改訂された学習指導要領においては「災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していく」ことが示されており、これを踏まえた教育実践の方向性を提示することが求められています。

甚大な被害をもたらした東日本大震災から 10 年を迎えるにあたり、時間の経過とともに震災の記憶が風化し取組の優先順位が低下することが危惧されています。また、今後発生が懸念されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震等に対して、児童生徒等の命を守るための対策が喫緊の課題となっています。さらに近年、豪雨災害が激甚化・頻発化しており、防災教育の充実は喫緊の課題です。

このほか、児童生徒等が登下校中に事件・事故に巻き込まれる事案も発生しており、家庭や地域、関係機関と連携した対策を着実に実行することが求められています。加えて、スマートフォンや SNS の普及による児童生徒等を取り巻く安全に関する環境の変化や学校を標的とした新たな危機事象も懸念されています。

さらに、現在新型コロナウイルス感染症がまん延する中、マスクの着用による熱中症リスクの増加など新たな安全上の課題も懸念されており、こうした新型コロナウイルス感染症対策と安全対策の両立などの検討も必要です。

第二に、学校安全に係る取組の全国的な質の向上に向けた方策について、御検討をお願いします。平成 20 年に学校保健法が改正されて、学校安全が法的に位置付けられたこと、学校安全の推進に関する計画が 2 次にわたって策定されたことなど、学校安全に関する取組の制度化が進められてきました。これを踏まえて国・地方の施策も進められてきておりますが、地域や学校における取組には差が見られます。

学校における安全は学校教育の大前提であり、また事件・事故、自然災害は全ての学校で発生し得ることから、現場における学校安全の取組の質を全国的に高め、実効的で持続的なものとすることが重要です。そのためには、学校における組織体制の在り方や学校と関係機関の連携についても検討していくことが必要です。

国、地方公共団体、学校設置者や地域がそれぞれの立場から取り組むべき施策・連携の在り方について御検討をお願いします。

第三に、安全教育や安全管理に関して、教員養成段階で身に付けるべきことや教員研修の在り方について御検討をお願いします。令和元年度から、教職課程において学校安全について必ず修得することとされました。自然災害や事件・事故が発生した際に、児童生徒等の命を守るためにには、全ての教職員が協力し合って的確に対応しなけ

ればなりません。また、児童生徒等に対する安全教育の充実を図るためには、教職員自身が自然災害等の安全に関する知見等、指導すべき内容を明確に把握しておくことが重要です。

また、前述の学習指導要領で示された、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくカリキュラム・マネジメントの中で体系的な安全教育を推進することや、児童生徒等が安全上の課題について自ら考え主体的な行動につながるような工夫など、安全教育の効果を高めていくことも重要です。主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通じて、児童生徒等がいかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動する態度を育成することが求められます。

学校安全教育の充実及び教員養成や教員研修における学校安全の在り方について御検討をお願いします。

このほか、今後の学校安全の推進を図る上で必要な取組について御検討をお願いします。

以上の点を中心に、今後の学校安全の推進施策について、基本の方針及び諸方策の御審議をお願いします。